

平成 30 年 7 月 13 日
株式会社日本政策金融公庫

**「平成 30 年 7 月豪雨による災害に関する特別相談窓口」の設置について
(島根県及び福岡県内の全支店に追加設置)**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、7月6日付及び9日付で設置された、「平成30年7月豪雨による災害に関する特別相談窓口」※を、島根県及び福岡県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、12日付で島根県及び福岡県内の全支店にも設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）（参考の1）。

また、農林漁業者等の皆さまに対しては、7月6日以降、本店、北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、鹿児島県において本災害により被害を受けられた方を対象とする相談窓口を設置し、ご相談を受け付けています（参考の2）。

日本公庫は、この度の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

※7月12日付で「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口」から名称変更

＜中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先＞

岐阜県	岐阜支店	国民生活事業	TEL：058-263-2136
		中小企業事業	TEL：058-265-3171
	多治見支店	国民生活事業	TEL：0572-22-6341

京都府	京都支店	国民生活事業	TEL：075-211-3231
		中小企業事業	TEL：075-221-7825
	西陣支店	国民生活事業	TEL：075-462-5121
	舞鶴支店		TEL：0773-75-2211

兵庫県	神戸支店	国民生活事業	TEL：078-341-4981
		中小企業事業	TEL：078-362-5961
	神戸東支店	国民生活事業	TEL：078-854-2900
	姫路支店		TEL：079-225-0571
	尼崎支店		TEL：06-6481-3601
	明石支店		TEL：078-912-4114
豊岡支店	TEL：0796-22-4327		

鳥取県	鳥取支店	国民生活事業	TEL : 0857-22-3156
		中小企業事業	TEL : 0857-23-1641
	米子支店	国民生活事業	TEL : 0859-34-5821

島根県	松江支店	国民生活事業	TEL : 0852-23-2651
		中小企業事業	TEL : 0852-21-0110
	浜田支店	国民生活事業	TEL : 0855-22-2835

岡山県	岡山支店	国民生活事業	TEL : 086-225-0011
		中小企業事業	TEL : 086-222-7666
	倉敷支店	国民生活事業	TEL : 086-425-8401
	津山支店		TEL : 0868-22-6135

広島県	広島支店	国民生活事業	TEL : 082-244-2231
		中小企業事業	TEL : 082-247-9151
	呉支店	国民生活事業	TEL : 0823-24-2600
	尾道支店		TEL : 0848-22-6111
	福山支店		TEL : 084-922-6550

山口県	岩国支店	国民生活事業	TEL : 0827-22-6265
-----	------	--------	--------------------

愛媛県	松山支店	国民生活事業	TEL : 089-941-6148
		中小企業事業	TEL : 089-943-1231
	宇和島支店	国民生活事業	TEL : 0895-22-4766
	新居浜支店		TEL : 0897-33-9101

高知県	高知支店	国民生活事業	TEL : 088-822-3191
		中小企業事業	TEL : 088-875-0281

福岡県	福岡支店	国民生活事業	TEL : 092-411-9111
		中小企業事業	TEL : 092-431-5296
	福岡西支店	国民生活事業	TEL : 092-712-4381
	北九州支店	国民生活事業	TEL : 093-541-7550
		中小企業事業	TEL : 093-531-9191
	八幡支店	国民生活事業	TEL : 093-641-7715
久留米支店	TEL : 0942-34-1212		

<農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先>

本店	農林水産事業本部	TEL : 0120-926478
札幌支店	農林水産事業	TEL : 011-251-1261
帯広支店		TEL : 0155-27-4011
北見支店		TEL : 0157-61-8212
岐阜支店		TEL : 058-264-4855
大津支店		TEL : 077-525-7195
京都支店		TEL : 075-221-2147
大阪支店		TEL : 06-6131-0750
神戸支店		TEL : 078-362-8451
鳥取支店		TEL : 0857-20-2151
松江支店		TEL : 0852-26-1133
岡山支店		TEL : 086-232-3611
広島支店		TEL : 082-249-9152
山口支店		TEL : 083-922-2140
徳島支店		TEL : 088-656-6880
高松支店		TEL : 087-851-2880
松山支店		TEL : 089-933-3371
高知支店		TEL : 088-825-1091
福岡支店		TEL : 092-451-1780
佐賀支店		TEL : 0952-27-4120
鹿児島支店	TEL : 099-805-0511	

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経費等の3/12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。